

答弁書第四六号

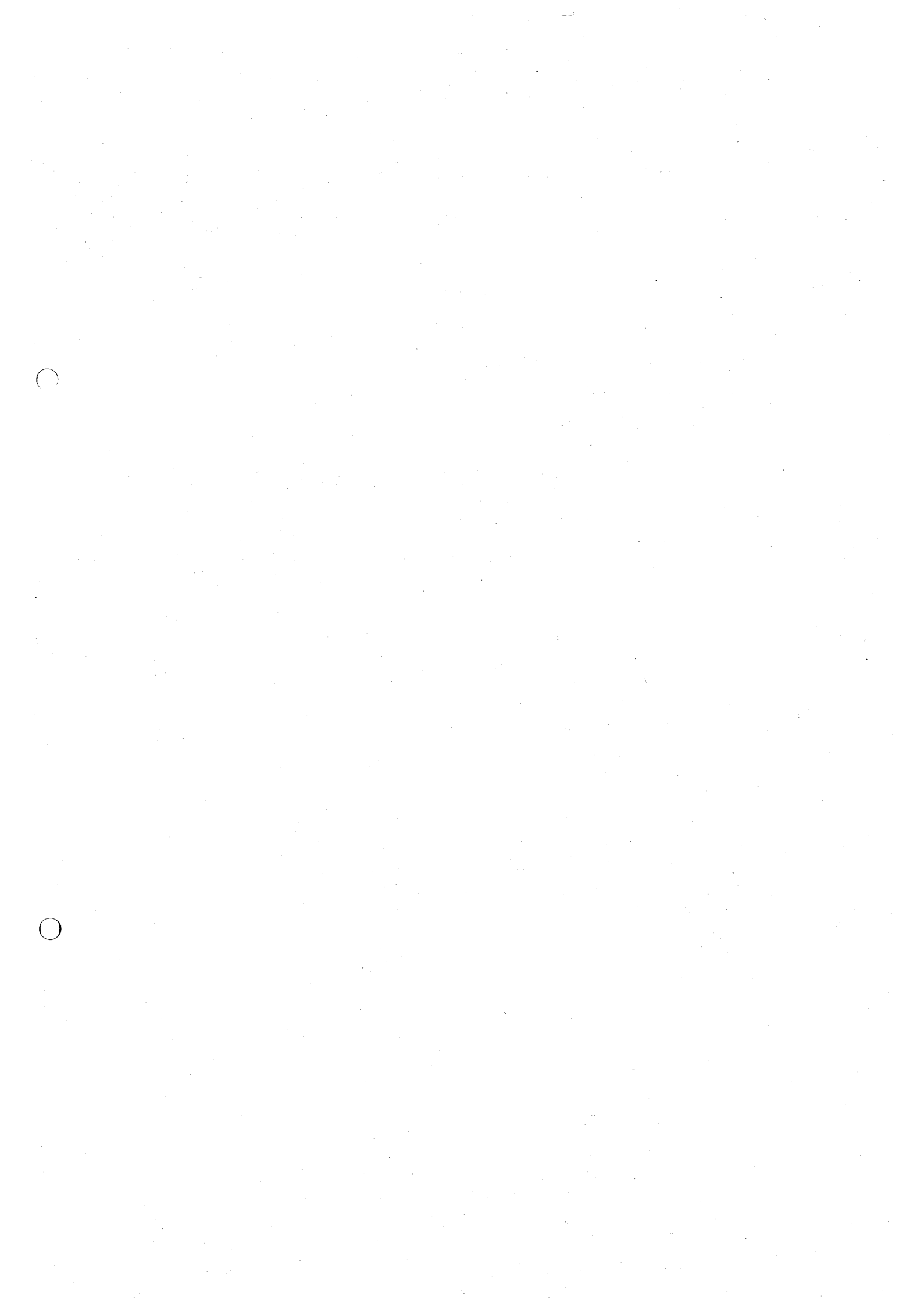
内閣参質一九六第四六号

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における残留日本人問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における残留日本人問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ソ連軍が三十八度線を遮断した理由」について、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「このとき、全ての残留日本人」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

「調査を要請しましたか」とのお尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。また、「何人の残留日本人が北朝鮮で生存していると認識していますか」とのお尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。

五及び六について

お尋ねの「戦時死亡宣告者」及び「残留孤児」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。また、未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）第二条第三項において、戦時死亡宣告については、厚生労働大臣の請求に基づく未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二条第一項に規定する未帰還者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の宣告である旨規定されているところであるが、「戦時死亡宣告されたものの、実際は生きていた方が北朝鮮地域内に何人生存していると認識していますか」とのお尋ねについては、事実関係を確認できないことから、お答えすることは困難である。

七について

政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。